

ヒブ予防接種助成事業について

町では、平成 22 年度からヒブ予防接種を「町が行政措置として行う法定外予防接種」と位置づけ接種費用の全額助成をしています。

法定外予防接種とは、予防接種法に基づく定期予防接種とは異なり、任意により受けるもので、強制するものではありません。

ヒブ予防接種とは

ヒブ (Hib) とは、ヘモフィルスインフルエンザ菌 b 型の略語です。インフルエンザという一般で冬に流行するインフルエンザと思われがちですが、ヒブは細菌でインフルエンザウイルスとはまったく別物です。ヒブは子どもの化膿性髄膜炎や肺血症、肺炎、中耳炎等の粘膜を中心とした感染症を起こす菌です。特に細菌性髄膜炎は重症化しやすく、てんかん、難聴、発達障害などの後遺症が残ったり、生命にかかわる場合もある病気です。

この菌はどこにでも存在しており、咳やくしゃみなどによる飛沫感染もします。最近では治療に使う抗生物質に対する耐性菌が増えており、ますますワクチンでは免疫を付けておく必要が出てきています。

この感染症を予防するのが、ヒブワクチンです。

1. 対象者

- ・生後 2 か月から 4 歳の奈義町に住所を有する（住民基本台帳が奈義町にあること）乳幼児
- ・なお、対象者には個人に通知しています。通知に同封している資料や説明をよく読み、理解したうえで、保護者が希望する場合により接種できるものです。

2. 接種医療機関

町内委託医療機関

- ・奈義ファミリークリニック（奈義町豊沢 292-1）電話 36-3012
- ・野々上医院（奈義町滝本 1332-1）電話 36-8282

県内であれば、町内の医療機関と同様に接種を受けることができます。

3. 接種回数

接種開始の時期により 4 回接種から 1 回接種まで異なります。(皮下注射)

- ・生後 2 か月以上 7 か月未満で開始する場合は、4~8 週の間隔で 3 回接種し、1 年後に 1 回接種
- ・生後 7 か月以上 12 か月未満で開始する場合は、4~8 週の間隔で 2 回接種し、1 年後に 1 回接種
- ・1 歳以上 4 歳（5 歳未満）で開始する場合は、1 回接種

4. 料金

無料（町負担金額は 8,700 円／回）

5. 予防接種を受ける際の注意

- ・事前に接種を希望する医療機関に予約をしてください。
- ・保護者が同伴し、体調の良い時に受けてください。
- ・必ず、母子手帳、健康保険証、乳幼児・児童生徒医療費受給資格者証をご持参ください。

ポタン 2-4

小児用肺炎球菌予防接種助成事業について

町では、平成 22 年度から小児用肺炎球菌予防接種を「町が行政措置として行う法定外予防接種」と位置づけ接種費用の全額助成をしています。

法定外予防接種とは、予防接種法に基づく定期予防接種とは異なり、任意により受けるもので、強制するものではありません。

小児用肺炎球菌予防接種とは

肺炎球菌は、ヒブ（Hib）とならんで子どもの化膿性髄膜炎や肺血症、肺炎、中耳炎等の粘膜を中心とした感染症を起こす菌です。特に細菌性脊髄炎は重症化しやすく、てんかん、難聴、発達障害などの後遺症が残ったり、生命にかかわる場合もある病気です。ヒブに比べて頻度は低いですが、化膿性髄膜炎を発症すると、てんかんや発達障害などの後遺症が残ったり、生命にかかわる場合もある病気です。

小児用肺炎球菌ワクチン（7 価）は、高齢者に使用している肺炎球菌ワクチン（23 価）とは異なり、子どもが重い病気を起こす原因となる肺炎球菌のうち、7 つの型で起こる重症感染症の 70 パーセント以上を予防することができます。

1. 対象者

- ・ 生後 2 か月から 4 歳の奈義町に住所を有する（住民基本台帳が奈義町にあること）乳幼児
- ・ なお、対象者には個人に通知しています。通知に同封している資料や説明をよく読み、理解したうえで、保護者が希望する場合により接種できるものです。

2. 接種医療機関

町内委託医療機関

- ・ 奈義ファミリークリニック（奈義町豊沢 292-1）電話 36-3012
- ・ 野々上医院（奈義町滝本 1332-1）電話 36-8282

県内であれば、町内の医療機関と同様に接種を受けることができます。

3. 接種回数

接種開始の時期により 4 回接種から 1 回接種まで異なります。

- ・ 生後 2 か月以上 7 か月未満で開始する場合は、27 日間以上の間隔で 3 回接種（3 回目接種については生後 12 か月未満までに完了する）し、3 回目から 60 日の間隔をおいて 1 回接種（標準としては生後 12 か月～15 か月の間）。
- ・ 生後 7 か月以上 12 か月未満で開始する場合は、27 日間以上の間隔で 2 回接種し、2 回目の接種後 60 日間以上の間隔で、生後 12 か月を超えてから 1 回接種
- ・ 1 歳以上 2 歳未満で開始する場合は、60 日間以上の間隔をあけて 2 回接種
- ・ 2 歳以上 4 歳（5 歳未満）で開始する場合は、1 回接種

4. 料金

無料（町負担金額は 11,100 円／回）

5. 予防接種を受ける際の注意

- ・ 事前に接種を希望する医療機関に予約をしてください。
- ・ 保護者が同伴し、体調の良い時に受けてください。
- ・ 必ず、接種券、母子手帳、健康保険証、乳幼児・児童生徒医療費受給資格者証をご持参ください。